

第三の二の(二)中「充実した福利厚生施設の整備」を「福利厚生施設の充実」に改める。

第三の二の(三)中「福利厚生施設の整備」を「福利厚生施設の充実」に、「整備、充実」を「整備及び充実」に改める。

第三の二を第三の一とする。

第三の一の次に次のように加える。

二 衛生管理

(一) 営業者は、「公衆浴場の自主管理点検表」を用いて浴槽水等の定期的検査や、浴室内又は脱衣室内で人が直接接触する浴槽、洗い桶、床面、脱衣箱等の清掃及び点検を徹底するとともに、排水設備、トイレ等の清掃の実施、衛生教育の充実による従業員の資質の向上等衛生水準の維持向上のためのサービスの充実強化を図り、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適な入浴が行えるよう衛生管理に努めるものとする。

また、営業者は、衛生管理について率先して従業員の模範となるよう努めるとともに、従業員に対する指導監督に当たるものとする。

(二) 組合及び連合会は、保健所その他の関係行政機関等との連携を密にし、衛生管理に関する研修会及び講習会の開催、営業者の

○厚生省告示第五十三号

厚生大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成十一年三月厚生省告示第九十九号)第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月二十九日

厚生大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域

厚生大臣 丹羽 雄哉

衛生管理の手引の作成等業界における衛生思想の啓発普及並びに自主的な衛生管理体制の整備及び充実を努めるものとする。

第三の三の(一)中「理解し、遵守すること」とより「理解し、かつ、遵守し」に改める。

第三の三の(二)中「組合」を「組合及び連合会」に、「保健所等」を「保健所その他の」に、「及び嘱託医を設置し」を「を置くように努め」に改める。

第三の四の(一)中「マニュアル」を「手引」に改める。

第四の一の(一)中「普及啓発」を「提供」に改める。

第四の四の(一)中「利用者からの意見の下に」及び「苦情」を加え、「利用者ニーズ」を「及び利用者の要望」に改め、「利用者の意見」の下に「や苦情」を加える。

第四の四の(二)中「組合等」を「組合」に、「協力する等」を「協力するなど」に改める。

第四の四の(三)中「意見処理マニュアル、クレーム対応マニュアルを策定」を「意見処理の手引及び苦情対応の手引を作成」に改める。

第四の五中「組合等」を「組合及び連合会」に改め、「上記のほか」を削る。

第五中「組合又は小組合が策定」を「組合が作成」に改め、「又は小組合」を削り、「策定」を「作成」に、「協力等」を「協力」に改める。

北海道		市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
北海道	歌志内市		
	福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌	
	蝦法華村		
	砂原町		

大成町	字太田、字富磯、字上浦、字都、字本陣、字久遠及び字花歌
瀬棚町	
北檜山町	字西丹羽、字丹羽、字東丹羽、字小倉山、字松岡、字徳島、字愛知、字兜野、字豊岡及び北檜山
蘭越町	字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、字駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名
二セコ町	
真狩村	
留寿都村	
共和町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似
積丹町	大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町
奈井江町	
浦臼町	
雨竜町	
北竜町	
風連町	
女満別町	
佐呂間町	
上湧別町	
洞爺村	
壮瞥町	
早来町	
追分町	
厚真町	
鶴川町	
士幌町	
鹿追町	
中札内村	
更別村	
忠類村	
本別町	

山梨県	門前町	六水町	内浦町	上久一色村	敷島町	山梨県
長野県	更埴市	坂北村	麻績村	池田町	白馬村	山梨県
静岡県	島田市	天竜市	戸田村	土肥町	岡部町	静岡県
愛知県	佐久間町	川根町	下山村	設楽町	東栄町	愛知県
	鳳来町					
	大字桑原（字篠山、字志の山、字大久保、字いちこば、字山崎、字上日向、字下日向、字権次郎、字西日向、字山ノ神、字久保田、字前田、字東前田、字日向、字大門、字糠塚、字佐野山、字香打平、字峠、字二ノ澤、字ナメ澤及び字田原山の地域に限る。）	伊久身及び千葉	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）	井田及び丹山	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）	三ツ野、野田沢、青羽根及び玉取
	大字田代、大字田折、大字蕪木及び大字蘭村	家山、拔里及び葛籠	佐久間（六百三十九番地から千二百六十五番地までの地域に限る。）	大字田口、大字清崎、大字荒尾、大字和市、大字小松、大字長江、大字八橋及び大字松戸	大字下田及び大字川角	大字乗本
	大字下田及び大字川角					
	大字乗本					

兵庫県	夢前町	山之内（佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。）及び高長
	佐用町	佐用、平福及び江川
	上月町	力万、須安、字根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位及び早瀬
	南光町	多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺及び下徳久（字下川、字上宿向ヒ、字下宿前及び字九郎右工門殿の地域に限る。）
	浜坂町	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組
	温泉町	切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野
和歌山県	清水町	大字境川、大字二川、大字日物川及び大字東大谷
	すさみ町	江住、見老津及び里野
鳥取県	八東町	大字小別府、大字新興寺、大字安井宿及び大字日下部
島根県	川本町	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木
	石見町	大字矢上
	桜江町	大字市山、大字今田、大字江尾及び大字後山（後山上及び後山下の地域に限る。）
	三隅町	大字古市場、大字湊浦、大字西河内、大字岡見、大字井野、大字室谷及び大字芦谷
岡山県	川上町	地頭、七地、三沢、領家、吉木及び臘敷
	備中町	志藤用瀬、布瀬、長屋及び布賀
	旭町	上口、小山、橋原、中井和、東井和及び西
広島県	加計町	大字加計
	戸河内町	一番地から二千四百番地の三まで
	千代田町	大字新郷、大字新都、大字寺原、大字石井谷、大字古保利及び大字今田
	豊平町	今吉田、阿坂及び吉木
	吉田町	大字中馬、大字上入江、大字下入江、大字小山、大字長屋及び大字桂
	甲田町	大字高田原（字女鳥、字馬通、字恩田、字善坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁佐山の地域に限る。）及び大字上小原（字西ヶ迫、字小井逸、字百睦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字薩近、字横之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。）
	豊栄町	大字清武、大字鍛冶屋、大字安宿、大字別府、大字乃美、大字清武西及び大字能良

山口県	美川町	大字河山
徳島県	油谷町	大字津黄、大字後畑、大字角山、大字向津具上、大字川尻及び大字蔵小田
	神山町	神領
	三加茂町	毛田(千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。)及び中庄(二千九百六十五番地から四千七百七十二番地までの地域に限る。)
高知県	須崎市	久通
	香北町	吉野、小川、蓮生野、美良布、下野尻、太郎丸、萩野、岩改、橋川野及び日ノ御子
	土佐町	田井
	大豊町	大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒田、南大王、八畝、立野、西川、栗生、筏木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永瀬、柳野、大砂子及び大久保
	吾川村	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び藤谷
	窪川町	興津
	葉山村	新土居、三間川、樺ノ川、西谷、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷川ノ内及び貝ノ川床鋪
佐賀県	鹿島市	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉢分、字横谷、字坂山、字開花、字多東川内、字一番在及び字横道の地域に限る。)、大字首成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。)、及び大字飯田(字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。)
	太良町	大字多良(字矢筈、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大字糸岐(字中尾、字風配、字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。)
熊本県	清和村	大字井無田、大字大平、大字高月、大字郷野原、大字鶴ヶ田、大字佛原及び大字安方
	坂本村	大字坂本、大字荒瀬、大字葉木、大字鎌瀬、大字中津道及び大字市ノ俣
	東陽村	大字小浦(字内の原及び字箱石の地域に限る。)
大分県	佐伯市	大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早船田、字ハゴノ木、字奥河内、字横畑、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ヶケ、字戴、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒二タ、字坂ノ下、字治郎

[illegible]

宮崎県	日南市	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字飯屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)
	串間市	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字黒土田、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字吉牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛様の地域に限る。)
鹿児島県	大口市	大口笹野、羽月山神、羽月西、大口青木東、針持及び曾木

○厚生省告示第五十四号

厚生大臣が定める地域(平成十二年二月厚生省告示第二十四号)第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月二十九日

厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域(平成十二年二月厚生省告示第五十三号)に定める地域

○労働省告示第六号

雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十条の二第一項の規定に基づき、労働大臣が指定する教育訓練を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月二十九日

労働大臣 牧野 隆守

雇用保険法第六十条の二第一項の労働大臣が指定する教育訓練は、別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる教育訓練であつて、別表第一に掲げる教育訓練にあつては平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、別表第二に掲げる教育訓練にあつては平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、別表第三に掲げる教育訓練にあつては平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始されるものとする。

(別表1)

通学又は通信制の区分	教育訓練施設の名称	教育訓練施設の所在地	教育訓練施設の設置者	教育訓練の名称	教育訓練の期間
通学	ブルドックコンピュータ学院	北海道旭川市	有限会社アイ・ピー・ダリア	システムアドミニストレーション初級	6か月
	情報処理2種			簿記専攻科1級コース	6か月
	簿記専攻科2級コース			簿記専攻科2級コース	3か月
	簿記専攻科建設業経理事務士2級コース			簿記専攻科建設業経理事務士2級コース	5か月
	建設業経理事務士受験講座1級財務分析・原価計算受験対策講座			建設業経理事務士受験講座1級財務分析・原価計算基本講義	4か月
	建設業経理事務士受験講座1級財務分析・原価計算基本講義			建設業経理事務士受験講座1級財務分析・原価計算基本講義	4か月
通信制又は通信制の区分	創路商科専門学校	北海道釧路市	学校法人 創路 専門学校	簿記専攻科1級コース	6か月
	大原簿記専門学校札幌校	北海道札幌市	学校法人 大原 学園	簿記専攻科2級コース	3か月